

(別紙)

P4協定等における自由化の状況

P4協定における各国の譲許状況

: 全タリフラインについて原則として即時または10年以内の関税撤廃。

ステージング期間が比較的長い品目の例

ブルネイ	【10年】輸送用機器・同部品(838タリフライン・7.8%) 石油製品、調整潤滑剤(29タリフライン・0.3%) ※酒、タバコ、小火器は除外(宗教上の理由)
チリ	【12年】乳製品(34タリフライン・0.4%) 【10年】小麦(2タリフライン・0.03%)、油脂(29タリフライン・0.4%)、砂糖・同調整品(18タリフライン・0.2%※)、繊維類(124タリフライン・1.6%)、履物類(46タリフライン・0.6%) ※うち7タリフラインについて一定の条件を満たした場合のみFTA税率を適用する制度があり。 ※乳製品34タリフラインについて、FTA農業特別セーフガードがある(12年間で廃止)。
NZ	【10年】革製の衣類附属品(12タリフライン・0.2%)、繊維類(571タリフライン・7.9%)、履物(67タリフライン・0.9%)
シンガポール	全品目を即時撤廃

米国の締結済FTAにおける譲許状況

: 若干の自由化例外あり。

	自由化率	長期自由化の品目の例	除外(スタンズスタイル)の例
米豪 (2005年1月 発効)	96.0%	【10年超18年以内】 123タリフライン(1.2%) 牛肉、チヨコレート、清涼飲料水、アスパラ、グレープフルーツ等 【関税割当枠の継続的拡大等実質的自由化】188品目(1.8%) チーズ等乳製品、落花生、たばこ、綿等	・108タリフライン(1.0%) 砂糖、シロップ、ブルーチーズ等
米チリ (2004年1月 発効)	97.6%	【10年超12年以内】 241 タリフライン(2.4%) クリーム等乳製品、落花生、綿花、ワイン、タバコ等	・中古車(8タリフライン)に対する従量税(12,000豪ドル/台)
米ペルー (2009年2月 発効)	97.7%	【10年超12年以内】 133 タリフライン(2.3%) 鶏卵、コメ、加工穀物、植物性油脂、砂糖・同調整品、ワイン等	・なし
米ペルー (2009年2月 発効)	98.2%	【10年超17年以内】 137タリフライン(1.3%) 牛肉、乳製品、落花生、チヨコレート等 【関税割当枠の継続的拡大】 53品目(0.5%) 砂糖・同調整品	・なし
米韓 (2007年6月 署名)	99.3%	【10年超17年以内】 51タリフライン(0.7%) 牛・鶏肉、コメ、乳製品等	・なし
	99.2%	【10年超15年以内】 82タリフライン(0.8%) チーズ等乳製品、特殊履物	・なし
3	98.2%	【10年超20年以内】 167タリフライン(1.5%) 大麦、コーンスターチ、チーズ、牛肉、果物、ニンニク等 【関税割当枠の継続的拡大】 15タリフライン(0.1%) じゃがいも、オレンジ、食用大豆等 ※牛肉、豚肉、麦、でん粉等76タリフラインについて、FTA農業セーフガードを 設置(7~23年間で廃止)。	・16タリフライン(0.1%) コメ・同調整品

注: 自由化率とは、10年以内に関税撤廃するタリフラインの割合。

(注)タリフラインは関税分類上の細目。一般的に一つの物品と認識されている品目に対し、複数のタリフラインが割り当てられることがある。例えば、我が国の重要品目はコメで34タリフライン、麦で75タリフライン、乳製品で149タリフライン等となっている。

原産地規則

1. 原産地規則とは

輸入品に協定上の特惠税率を適用する前提である「締約国の原産品」として認められるための条件及び証明手続等を定める。

2. TPP交渉における取り扱い

現状では各交渉国間のFTA毎に異なる原産地規則が存在するため、TPPでは新たな原産地規則につき今後議論される。

(参考)

1. P4協定の関連規定

(1)規則

農林水産品で広く輸入材料を使用することを認めている。鉱工業品については品目別規則が簡素であり、一部の産品に対して域外加工を認めている。

(2)証明

原産性の証明に関し、完全自己証明制度(注)を採用している。

(注)全ての輸出者に輸出産品の原産地証明書を作成することが認められた制度。

2. 我が国EPAの関連規定

(1)規則

農林水産品について、基本的に自国産品のみを原産品として認めている。鉱工業品については、産品により多様な規則を設けていると共に域外加工を認めていない。

(2)証明

第三者証明制度または認定輸出者による自己証明を採用しているが、完全自己証明制度は採用していない。

貿易円滑化

1. 貿易円滑化とは

国境を越える物流を阻害する要因を取り除き、貿易にかかるコストを下げるため、各国間の貿易取引に関し、貿易規則の透明性の向上、貿易手続の簡素化・国際標準への調和化などを行うもの。

2. TPP交渉における取り扱い

貿易に係る法令等の公表、貿易手続の電子化、各国当局間での協力等につき議論されている。

(参考)

1. P4協定の関連規定

税関手続の国際標準への調和、透明性・予見可能性・一貫性の確保、電子化・迅速化、税関当局間における情報交換を通じた協力について規定している。

2. 我が国EPAの関連規定

関税法令等の透明性向上、税関手続の簡素化・調和化、税関当局間の協力及び情報交換に係る規定等、概ねP4協定と同様の趣旨が規定されている。